



2016人事委員会勧告 (10/17)

月例給、一時金ともに3年連続の引き上げ！
扶養手当の見直し実施を勧告！

人事委員会勧告の概要

給与改定関係

- ◎月例給…民間給与との較差は0.15% (539円)
若年層に重点を置きながら給料表全体の水準を引き上げ
- ◎一時金…民間の支給割合に見合うよう0.15月分引き上げ (4.15月分→4.30月分)

扶養手当の見直し

配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額の6,500円とし、子に係る手当額を10,000に引き上げ (これまでの受給者に与える影響を考慮して段階実施)

◎各年度における扶養手当の手当額 (月額) の推移

		2016年	2017年	2018年	2019年
岩手県	配偶者	13,000円	10,000円	<u>10,000円</u>	6,500円
	子	6,500円	8,000円	<u>8,000円</u>	10,000円
国	配偶者	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	子	6,500円	8,000円	10,000円	10,000円

※岩手では地公共闘の交渉により、経過措置がとられています。

上記以外ではおもに「有為な人材の確保」「両立支援の推進」「長時間労働の解消」について報告しています。

**地公共闘は、確定闘争に向けて、対県交渉のため
「大型はがき行動」「総決起集会・県庁座り込み」を予定しています。**

○確定闘争のスケジュール○

10月24日(月)～11月7日(月) 知事あて大型はがきのとりくみ

10月31日(月) 知事あて要請書提出

人事課総括課長交渉① 15:00

11月9日(水) 人事課総括課長交渉② 15:30 ※総決起集会・県庁座り込みを予定しています。

11月16日(水) 総務部長交渉 15:30

2016 県人事委員会勧告に対する声明

本日10月17日、県人事委員会は知事と県議会に対し、月例給について公民較差が0.15%(539円)となることから、民間との均衡を図るため給料表を引上げ改定すること、一時金については、0.16月の較差により0.15月改定することを勧告し、3年連続の引き上げとなった。これは民間春闘結果を反映した当然の改定であるが、この間の物価上昇や社会保障費の引き上げ等をみれば生計費維持のためにはまだまだ不十分と言わざるを得ない。較差配分を初任給に配分することはやむを得ないが、これまで賃金を抑制されてきた高齢層職員への配分が僅かであり、今年4月から多くの職員が現給保障となっている実態を踏まえれば勤務意欲の維持に問題が生じることを指摘しなければならない。

扶養手当の見直しについては、人事院勧告にくらべ一定経過措置が加えられたものの金額は国に追随し、県内民間実態ともかけ離れており遺憾である。少子化対策・子育て環境の整備が不十分な中、多くの世帯で収入減となることに加え、介護等の家庭事情でやむを得ず扶養となる場合は単に減額となり、手当を必要とする世帯ほど一層厳しい状況となる。地域の実情を顧みず、国の制度に追随した勧告は、県人事委員会としての主体性を放棄しているものと言わざるを得ない。

私たち県地公共闘に結集する7単組での要請事項として、震災からの復旧・復興業務に従事する職員の勤務・生活実態を踏まえた手当改善を要求してきた。その中で、自己負担解消のため求めてきた通勤手当の改善について、交通機関利用については一定改善の認識を示すものの、交通用具利用ではガソリン価格の動向にのみ触れ、他のタイヤ・オイルなどの諸経費には全く触れていないなど、一定前進はあったものの不満の残る内容となった。また住居手当などは全く触れていないため、まだまだ改善すべき事項が多く、今後とも改善に向けた取り組みを継続する必要がある。

両立支援の推進について、私たちが要求してきた子の看護休暇の拡充など制度の検討について必要であるとの方向性を示すものの明確な内容までは示されず、今後の当局との交渉課題となる。

多忙化・長時間労働の解消については、任命権者の努力を求めるとしているが、努力のみでは限界があり、人員が不足し業務が繁忙化しているのが実態であり、慢性的な欠員の解消、業務に見合った人員確保など、具体的な措置について触れる必要があるものとする。教員の多忙化解消についても報告しているが、労働基準監督者として法違反とも言える状況について、即時に解消するよう勧告すべきである。

メンタルヘルス・ハラスメント対策について、任命権者での取り組みが行われているが、精神疾患での長期休業者が減っていない状況であることや、特にパワハラについては職場で問題となる実態が発生している実態から、管理職はもちろん職員への一層の周知を図るとともに、職場の状況に応じた実効ある対策を指導していくよう、改めて要望する。

雇用と年金の接続について、無年金期間の生計費確保のため、希望者全員の確実な雇用を要請してきた。今後も年金受給年齢が延びるため、希望者が増加することが予想される。定年延長を視野に入れた制度検討と併せ、職場の体制や再任用職員の処遇改善など引き続き協議を進めていく。

私たち地公共闘は、引き続き県当局と交渉を重ね、良質な県民サービスの提供と震災や台風災害からの確実な復旧・復興を遂げるため、職員が安心して職務に専念できる職場環境と意欲を持てる賃金・労働条件の確保に向け、2016 確定闘争を全力でたたかい抜くものである。

2016年10月17日

岩手県地方公務員共闘会議

議長 佐藤 淳 一